

## 第6回教育委員会臨時会 案件表

### ○ 日 時

令和2年4月2日（木）

### ○ 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第24号 令和2年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について (資料1)
- (2) 議案第25号 令和2年度練馬区立図書館の臨時休館について (資料2)
- (3) 議案第26号 令和2年度練馬区立青少年館の臨時休館について (資料3)

議案第 24 号

令和 2 年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 2 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和 2 年 4 月 2 日  
教育振興部教育総務課

令和 2 年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立学校の管理運営に関する規則第 4 条に基づき、以下のとおり区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業日を設定する。

- 1 臨時休業日  
令和 2 年 4 月 6 日（月）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで
- 2 周知方法  
練馬区ホームページ、練馬区緊急一斉メール、各学校通知により周知
- 3 臨時休業に伴う練馬区の対応  
参考資料「区立学校の休業の措置等について」のとおりに従う

練馬区教育委員会

## 区立小中学校の休業の措置等について

練馬区は、3月30日、区立小中学校を4月の新学期から再開することを公表しました。しかし、東京都では依然として新型コロナウイルスの感染者が増え続けており、感染経路不明者の増加や感染者の若年化などの傾向もみられ、感染者の爆発的な増加が発生しかねない厳しい状況にあります。政府の専門家会議は4月1日、東京など「感染拡大警戒地域」は学校の一斉臨時休業を検討すべきとの新しい提言を行いました。

これを受け東京都は、同日、都立学校を5月6日まで臨時休業とすることを決定し、小中学校においても同様の措置を取るよう各区市町村に要請しました。

練馬区でも感染拡大が続いています。感染者は25名に達しました。そこで区は、東京都の要請を受け、学校を新たな感染集団（クラスター）にしてはならないとの考えから、区立小中学校を、都立学校と同じく5月の連休まで臨時休業することとしました。

学校の休業が長期に及んでおり、子供たちの「コロナ疲れ」による警戒感のゆるみや、心身の変調が心配されます。区は子供たちの命と健康を守ることを第一に、これまで以上の対策を講じてまいります。

あわせて、3月の学校休業中も通常通り運営していた、区立幼稚園、保育所等保育施設、学童クラブにつきましては、これまで通り運営を行います。学校休業期間中は、感染を最大限予防するため、保護者の皆様に可能な範囲で登園（室）の自粛をお願いしたいと考えています。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1. 区立小中学校の臨時休業の実施について

4月6日（月）から5月6日（水）まで臨時休業を実施します。

### 2. 入学式、始業式について

入学式、始業式は規模や内容等を縮小し、感染防止対策を講じた上で、予定した日程で実施します。

### 3. 今後の学校行事等について

- ・修学旅行（中学3年）、移動教室（小学5、6年）は可能な限り延期します。
- ・臨海学校（中学1年）、中学生海外派遣（中学2、3年）は中止とします。
- ・これ以外の学校行事等も、感染防止の観点から、延期または中止することがあります。

#### 4. 学校休業中の学習等について

- ・一人の児童生徒が週に一度は登校するよう、登校日を設定します。学年、学級ごとに曜日や時間をずらすなど、児童生徒を分散して登校させ、密集しない環境を確保します。
- ・登校日には、児童生徒の学習状況や健康状態の確認、生活指導、自宅学習課題（教科書、テスト、ドリル、自宅学習課題一覧等）の配布等を行います。
- ・教育委員会ホームページおよび学校ホームページに、自宅でできる学習や生活指導に関する情報を掲載します。

#### 5. 子供たちのメンタルケア等について

- ・学校や学校教育支援センターの教育相談窓口において、休業が長期に及ぶことによる様々な心配事の相談を受け付けます。
- ・児童生徒および保護者の皆様に相談窓口を周知します。
- ・教職員、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、心理教育相談員等が子供たちのメンタルケアにあたります。

#### 6. 子供たちの居場所について

- ・小学校においては、校庭を開放します。
- ・中学校においては、基礎的なトレーニング等の活動を中心とした部活動を実施します。

#### 7. 区立幼稚園、保育所等保育施設、学童クラブについて

- ・これまで通り、感染防止対策を講じた上で運営しますが、感染を最大限予防するため、区立小中学校の休業期間中は、保護者の皆様に可能な範囲で登園（室）の自粛をお願いします。

#### 8. 児童館について

- ・不特定多数の子供たちが大勢来館し、感染防止対策にも限界があるため、区立小中学校の休業期間中は休館とします。

議案第 25 号

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 2 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和 2 年 4 月 2 日  
教育振興部光が丘図書館

### 令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立図書館条例第 4 条第 1 項に基づき、以下のとおり区立図書館の臨時休館日を設定する。

1 臨時休館日

令和 2 年 4 月 4 日（土）、4 月 5 日（日）、4 月 11 日（土）、4 月 12 日（日）

2 周知方法

練馬区ホームページ、図書館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

3 臨時休館に伴う練馬区の対応

参考資料 (1)新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

(2)「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」の一部変更について  
のとおり

## 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

昨日（3月26日）、都内における新型コロナウイルスの感染者が新たに47名確認され、東京都における累計患者数は259名となりました。感染拡大のペースが早まっているだけでなく、感染経路がわからない患者が増えており、まさに感染爆発が発生するか否かの重大局面に差し掛かっています。

練馬区においても、これまでに13名の感染が確認されており、うち1名の方は残念ながらお亡くなりになられています。

このようななか、東京都知事は、週末の不要不急な外出自粛を都民に呼びかけました。さらには、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県知事と感染対策の強化について協議し、感染拡大防止に向けた取組みへの協力を呼びかける「1都4県知事共同メッセージ」を発したところです。

国においては、緊急事態宣言を可能にする政府対策本部が、昨日設置されました。

これらの状況の変化を受け、区においては、感染拡大防止に向け、次のような取り組みを進めてまいります。

## 1 基本的な考え方

- ①引き続き、区民の皆様への命と健康を守ることを第一に対応してまいります。合わせて社会・経済への影響を最小限とするよう努めます。
- ②東京都知事が示した方針を踏まえて、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならないよう、対策を徹底します。
- ③区内患者数などの情報を公表することが、区民の皆様への注意喚起につながることから、今後は区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮したうえで公表してまいります。

## 2 具体的な対応策

- ①新学期を迎える学校については、教育の重要性に鑑み、4月から再開します。その際は、3つの要素が重ならないよう、様々な対応を図ります。
- ②保育所・学童クラブ等は、感染防止対策を講じたうえで、4月以降も運営を継続します。
- ③区主催事業等については、4月中は原則、延期・中止とします。
- ④週末の外出自粛要請を踏まえ、美術館・図書館等について4月12日までの土日は休館とします。
- ⑤区立施設の貸し出しについても、4月12日までの土日の利用の自粛を呼びかけます。

## 3 区民の皆様へのお願い

感染者の爆発的な増加や都市封鎖など、最悪の事態を回避するため、今が極めて重要な時期です。区民の皆様におかれては、不要不急の外出は可能な限り控えていただくようお願いいたします。またイベント等への参加も控えていただくようお願いいたします。特にこの週末（3月28日・29日）は特段のご理解をお願いいたします。



令和2年3月30日  
危機管理対策本部

「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」の一部変更について

令和2年3月27日に策定した「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」について、下記のとおり一部変更する。

記

1 変更内容

(1) 変更前

2 具体的な対応策

⑤区立施設の貸し出しについても、4月12日までの土日の利用の自粛を呼びかけます。



(2) 変更後

2 具体的な対応策

⑤区立施設の貸し出しについても、4月12日までの土日は休止とします。

2 変更理由

(1) 変更前の内容では、利用自粛していただけない方もいたため。

(2) 都内の1日あたりの感染者数が最多を更新し続けており、土日の区立施設の貸出を休止して、区民の外出抑制をさらに強化する必要性が生じたため。

3 適用日

令和2年4月4日（土）、5日（日）、11日（土）、12日（日）

議案第 26 号

令和 2 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 2 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和2年4月2日  
こども家庭部青少年課

### 令和2年度練馬区立青少年館の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症対策のため、練馬区立青少年館条例第5条第1項に基づき、以下のとおり区立青少年館の臨時休館日を設定する。

1 臨時休館日

令和2年4月4日（土）、4月5日（日）、4月11日（土）、4月12日（日）

2 周知方法

練馬区ホームページ、青少年館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

3 臨時休館に伴う練馬区の対応

参考資料 (1)新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

(2)「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」の一部変更について  
のとおり

## 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

昨日（3月26日）、都内における新型コロナウイルスの感染者が新たに47名確認され、東京都における累計患者数は259名となりました。感染拡大のペースが早まっているだけでなく、感染経路がわからない患者が増えており、まさに感染爆発が発生するか否かの重大局面に差し掛かっています。

練馬区においても、これまでに13名の感染が確認されており、うち1名の方は残念ながらお亡くなりになられています。

このようななか、東京都知事は、週末の不要不急な外出自粛を都民に呼びかけました。さらには、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県知事と感染対策の強化について協議し、感染拡大防止に向けた取り組みへの協力を呼びかける「1都4県知事共同メッセージ」を発したところです。

国においては、緊急事態宣言を可能にする政府対策本部が、昨日設置されました。

これらの状況の変化を受け、区においては、感染拡大防止に向け、次のような取り組みを進めてまいります。

### 1 基本的な考え方

- ①引き続き、区民の皆様への命と健康を守ることを第一に対応してまいります。合わせて社会・経済への影響を最小限とするよう努めます。
- ②東京都知事が示した方針を踏まえて、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならないよう、対策を徹底します。
- ③区内患者数などの情報を公表することが、区民の皆様への注意喚起につながることから、今後は区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮したうえで公表してまいります。

### 2 具体的な対応策

- ①新学期を迎える学校については、教育の重要性に鑑み、4月から再開します。その際は、3つの要素が重ならないよう、様々な対応を図ります。
- ②保育所・学童クラブ等は、感染防止対策を講じたうえで、4月以降も運営を継続します。
- ③区主催事業等については、4月中は原則、延期・中止とします。
- ④週末の外出自粛要請を踏まえ、美術館・図書館等について4月12日までの土日は休館とします。
- ⑤区立施設の貸し出しについても、4月12日までの土日の利用の自粛を呼びかけます。

### 3 区民の皆様へのお願い

感染者の爆発的な増加や都市封鎖など、最悪の事態を回避するため、今が極めて重要な時期です。区民の皆様におかれては、不要不急の外出は可能な限り控えていただくようお願いいたします。またイベント等への参加も控えていただくようお願いいたします。特にこの週末（3月28日・29日）は特段のご理解をお願いいたします。

令和2年3月30日  
危機管理対策本部

「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」の一部変更について

令和2年3月27日に策定した「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」について、下記のとおり一部変更する。

記

1 変更内容

(1) 変更前

2 具体的な対応策

⑤区立施設の貸し出しについても、4月12日までの土日の利用の自粛を呼びかけます。



(2) 変更後

2 具体的な対応策

⑤区立施設の貸し出しについても、4月12日までの土日は休止とします。

2 変更理由

(1) 変更前の内容では、利用自粛していただけない方もいたため。

(2) 都内の1日あたりの感染者数が最多を更新し続けており、土日の区立施設の貸出を休止して、区民の外出抑制をさらに強化する必要性が生じたため。

3 適用日

令和2年4月4日（土）、5日（日）、11日（土）、12日（日）